平成２２年（フ）第１８８号
北海道余市郡余市町栄町24番地　サンリバー栄町Ｂ－６、前住所北海道小樽市住吉町８番３号
債務者　熊谷　直美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５８号
北海道苫小牧市澄川町５丁目８番４号
債務者　土屋　　進
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１０５号
仙台市泉区館２丁目22番地の５
債務者　松嵜　真治
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０６号
仙台市泉区館２丁目22番地の５
債務者　松嵜　麗子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８３号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目６番10号
債務者　伊藤　広美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４１号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目17番23号
債務者　野川　直子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４６号
宮城県塩竈市後楽町14番31号
債務者　松田　義広
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１４号
宮城県塩竈市一森山５番44号
債務者　植松　澄子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６８号
仙台市太白区八木山香澄町33番３―404号
債務者　橋本　　敏
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
宮城県白石市福岡長袋字久保11番地10
債務者　飯塚　旬子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１２９号
宮城県石巻市鹿又字道的前183番地３
債務者　阿部　貞子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
秋田市新屋前野町16番３号
債務者　相場　義春
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９９号
秋田市八橋イサノ２丁目２番15号　Ｊフラット２Ｆ
債務者　髙橋　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０３号
秋田市仁井田福島１丁目19番27号
債務者　竹島　香織
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９号
秋田県由利本荘市石脇字今町203―２、住民票上の住所秋田県由利本荘市大浦字八走21番地17
債務者　伊藤　広明
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６０号
秋田県由利本荘市大浦字八走21番地17
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６１号
秋田県由利本荘市石脇字上長老沼１番地33上の山ハイツ２階12号室
債務者　古川由利子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部